

【注意事項】

免許・資格等を取得していない方が、現に建設業を営んでおりその実務経験が必要年数（3年・5年・10年）以上あると確認できる場合は、この経歴書の添付をもって申請することができます。ただし、この場合、申請しようとする方は、過去の履歴を証明するため、勤務先事業所等から過去勤務していたことの証明を受け（又は年金の履歴等でこれが確認できるものがあれば、その写しを添付）、その証明書等を添付しなければならない場合がありますので、あらかじめご承知ください。

なお、「技術者の資格・免許等一覧」の資格区分欄に記載する免許・資格等を取得しており、その写しを添付できる方は、この経歴書を作成する必要はありません。

【記載要領】

- 1 この経歴書は、技術者1人につき1業種ごとに作成すること。同一の技術者で複数の業種に登録(3業種まで)する場合は、それぞれ業種ごとに別様式で作成すること。
- 2 実務経験とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験のことであり、設計技術者や現場監督、主任技術者等に従事、及びこれらの技術を習得するための見習い期間を経験に含め、ただ単に、建設工事の雑務のみの経験は年数に含まない。
- 3 「勤務した事業所の名称」欄には、実務を経験した勤務先の社名等を記載し、個人で事業を営んでいた場合は、自営又は個人事業と記載する。
- 4 「職名(従事した立場)」欄には、現場監督や現場代理人、現場施工、設計技術者及び主任技術者等、工事に従事した立場を記載すること。
- 5 「実務経験の内容」欄には、従事した主な工事名(公共、民間は問わない)を必ず記載すること。
- 6 「実務経験年数」欄の「合計」欄には、申請日の前月末日までのすべての経験年数を記載し、満年月数は、「実務経験者に必要な経験年数」(3・5・10年)以上であること。
- 7 「最終学歴及び就業状況」欄には、所定学科における大学又は高校のいずれかに卒業年月、就業年月及び学校名、学科名を記載し、所定学科以外の学科においては、就業年月を記載すること。
- 8 所定学科とは、別紙所定学科表（建設業法第7条第2号イ該当者）のとおりとする。

所定学科表（建設業法第7条第2号イ該当者）

建設業の種類	学 科
土木工事業 ほ装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業 さく井工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科 土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科